

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市役所庁舎管理規則の一部改正  
(総務課) 2

### —— 告 示 ——

- 亀岡市敬老乗車券事業実施要綱の一部改正  
(高齢福祉課) 3
  - 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 3
  - 令和6年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率  
(保険医療課) 3
  - 公示送達 (保険医療課) 4
  - 公示送達 (高齢福祉課) 4
  - 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 4
  - 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 5
  - 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 5
  - 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 5
  - 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 6
- ### —— 公 告 ——
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募  
(契約検査課) 7

- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 12
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 13
- 農用地利用集積計画の縦覧  
(農林振興課) 17
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 18

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 24
- 亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 24
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 24
- 選挙人名簿抄本閲覧の状況 25
- 在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 28
- 亀岡市選挙管理委員会規程の一部改正 29

**農業委員会欄**

—— 公 告 ——

○令和6年度亀岡市農業委員会年次総会  
の開催 30

**市立病院欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院庁舎管理規程の一部改正 30

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 31

規 則

亀岡市役所庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

亀岡市役所庁舎管理規則の一部を  
改正する規則

亀岡市役所庁舎管理規則（昭和41年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号を次のように改める。  
(2) 決められた場所以外で喫煙をしないこと。  
第20条第3号中「若しくは精神錯乱」を削り、「および」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第140号

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第2項中「20枚」を「18枚」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和6年6月10日令和6年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

令和6年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第142号

令和6年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和6年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.51
被保険者均等割	25,340円
世帯別平等割	17,500円
世帯別平等割半額	8,750円
世帯別平等割4分の3額	13,130円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.87
被保険者均等割	9,570円
世帯別平等割	6,610円
世帯別平等割半額	3,310円
世帯別平等割4分の3額	4,960円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	11,430円
世帯別平等割	5,750円

「揭示済」

亀岡市告示第143号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和5年度国民健康保険料随1期督促状
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第144号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により告示する。

令和6年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和6年度過年度新規第1期分  
介護保険料
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 廣瀬 薫

- 2 変更年月日  
令和6年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 都築 巖
- 2 変更年月日  
令和6年4月21日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁によ

る団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下條区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 酒井 正
- 2 変更年月日  
令和6年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和6年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0403-41014

- 1 当該者生年月日  
昭和34年2月2日

- 2 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
    令和6年4月1日
- 4 無効になる日  
    令和6年6月13日

「揭示済」

---

亀岡市告示第149号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和6年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1904-31053

- 1 当該者生年月日  
    昭和25年9月14日
- 2 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
    令和6年4月1日
- 4 無効になる日  
    令和6年6月20日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第51号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工事番号    | 水配替第1号  |
| (2) 工事名     | 水道老朽管耐震化工事（大井工区その2）   |
| (3) 工事場所    | 亀岡市大井町地内  |
| (4) 工事種別    | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要    | 配水管布設工<br>・ DSNS φ 600                      L = 598.7m<br>・ D1NS φ 200                      L = 17.2m<br>・ D1GX φ 200                      L = 30.7m<br>・ DGX φ 100                      L = 0.6m<br>・ D1GX φ 75                      L = 14.4m |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和7年3月14日まで   |
| (7) 部分払     | 無   |
| (8) 前金払     | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。   |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）                             |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |
| (11) 入札保証金  | 免除  |

- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

- ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- イ 共同企業体は、自主結成とする。
- ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。
- エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

- ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,500万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- エ 出資比率が構成員中最大の者であること。
- オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

## (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

## (4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

## (5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載するこ

と。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年6月5日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年6月5日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年6月18日(火) 午前9時から午後5時まで 令和6年6月19日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年6月20日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年6月17日(月)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年6月20日(木)午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年6月24日(月) 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年6月27日(木) 午前9時から午後5時まで 令和6年6月28日(金) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年6月28日(金)午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年7月2日(火)正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年7月3日(水)午後5時まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年7月3日（水） 午前10時	令和6年7月4日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年7月4日（木） 午前9時から午後3時まで	令和6年7月5日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年7月4日（木） 午後3時以降	令和6年7月5日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

---

亀岡市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市曾我部町寺長縄手18の2、18の3の一部、18の4の一部、20の一部、21の1の一部、22の2、22の3の一部、22の4の一部、市有地

(関連区域)

- 亀岡市曾我部町寺長縄手18の1の一部、21の3の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市荒塚町1丁目1の3  
株式会社山和不動産

「揭示済」

## 亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工事番号    | 水配替第3号  |
| (2) 工事名     | 京都縦貫道料金所設置工事に伴う配水管移設工事（その1）   |
| (3) 工事場所    | 亀岡市大井町地内  |
| (4) 工事種別    | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要    | 配水管布設工<br>・ DSNS φ 500                      L = 93.6m<br>・ DNS φ 200                        L = 2.0m<br>・ DNS φ 150                        L = 0.7m<br>・ HPPE φ 150                       L = 1.8m                  |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和7年3月14日まで   |
| (7) 部分払     | 無   |
| (8) 前金払     | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |
| (11) 入札保証金  | 免除  |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年6月14日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年6月14日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年6月26日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年6月27日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年6月28日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年6月25日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年6月28日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月2日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和6年7月8日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月9日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和6年7月9日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年7月11日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和6年7月12日（金）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年7月12日（金） 午前10時	令和6年7月16日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年7月16日（火） 午前9時から午後3時まで	令和6年7月17日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年7月16日（火） 午後3時以降	令和6年7月17日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

### 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の) 予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事(発注者指定方式)」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等(亀岡市ホームページ掲載)によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第54号

旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
令和6年6月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第55号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事番号     | 6排改第3号  |
| (2) 工事名      | 山階排水路改良工事（その2）  |
| (3) 工事場所     | 亀岡市旭町北嶋地内外  |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |
| (5) 工事概要     | 工事延長 L=194.8m<br>ベンチフリーム設置 L=100.2m<br>大型フリーム設置 L=64.0m<br>大型フリーム落差工 N=16.0基<br>2号集水桝 N=1.0基<br>3号集水桝 N=1.0基<br>張りコンクリート t=100 A=90.3㎡<br>モルタル吹付 t=100 A=383.5㎡<br>工事用道路 L=110.0m                                   |
| (6) 予定価格（税込） | 34,224,300円<br>【入札書比較価格（税抜）31,113,000円】   |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から210日間   |
| (8) 部分払      | 無   |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年6月28日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年6月28日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年7月8日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月9日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年7月10日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年7月5日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年7月10日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年7月12日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年7月17日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年7月18日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年7月19日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

# 任免及び辞令

(各 通) 竹 岡 敏  
 関 幸 子  
 平 松 直 人

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します  
 任期は令和7年9月30日までとします

(各 通) 谷 口 貢  
 足 立 和 美  
 原 田 勝 之

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

令和6年6月25日

(各 通) 林 俊 宏  
 小 野 昌 二

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流及び文化芸術施策の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

令和6年6月26日

(各 通) 石 山 耐 子  
 上 田 政 行  
 大 田 直 史  
 奥 村 昌 信  
 尾 崎 光 邦  
 川 勝 啓 史  
 神 崎 弥  
 木 村 好 孝  
 櫻 間 晴 子  
 鈴 木 康 久  
 多 胡 麻 衣  
 田 中 聖 也  
 田 村 篤 史  
 手 塚 恵 子  
 中 川 昭

(各 通)

並 河 杏 奈  
 原 田 禎 夫  
 前 田 正 史  
 松 岡 京 美  
 道 脇 和 博

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

令和6年6月27日

教育委員会欄

任免及び辞令

上原久和  
 松井史裕  
 寺田直人  
 川畑隆  
 久保日出樹  
 樋口肇  
 前川英子  
 森康一郎  
 荒樋博利  
 上田直美  
 大嶋久美子  
 石田祥子  
 土橋安子  
 柏木智苗美  
 濱田薫  
 松原由佳  
 山川秀一  
 島津麻美  
 福知千絵  
 山内はるか  
 松田珠怜  
 柴田喜策  
 澤田武志  
 水谷めぐみ  
 能勢亜子  
 田端順子  
 山内江梨子  
 角田亮太  
 三輪美咲  
 安藤直子  
 村上由貴  
 長谷川暁子  
 浦井真由美

(各 通)

山元彩乃  
 桐野良恵  
 河原林麻実  
 飛田祥  
 細見彩奈  
 細見真紀美  
 黒田亜希  
 田畑真彩子  
 小林清美  
 柏尾恭子  
 眞里谷桃子

(各 通)

亀岡市教育支援委員会委員に委嘱します

令和6年6月1日

山本健二  
 木曾布恭  
 谷口貢  
 野中康朗  
 山下雅一  
 浜松淳子  
 塚本綏佳子

(各 通)

東輝中学校 学校運営協議会委員に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

令和6年6月6日

竹岡敏  
 高田厚子  
 森亜津紗  
 美馬俊男  
 大喜多徹也  
 杜恵美子  
 筒井淳一  
 中川巻信  
 松本久

(各 通)

蒔田野小学校 学校運営協議会委員に委嘱します

す

任期は令和8年3月31日までとします

令和6年6月13日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

1, 455人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

24, 245人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

12, 123人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

1	閲覧年月日	令和5年5月19日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町、千歳町
2	閲覧年月日	令和5年5月25日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 田村 彰浩
	閲覧に係る選挙人の範囲	三宅町2丁目
3	閲覧年月日	令和5年6月2日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区銀座5丁目15番8号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	公益財団法人明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅
	閲覧に係る選挙人の範囲	西別院町犬甘野、西別院町柚原
4	閲覧年月日	令和5年6月7日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————

	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
5	閲覧年月日	令和5年6月7日、9日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町河原尻
6	閲覧年月日	令和5年7月3日～7日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
7	閲覧年月日	令和5年7月11日、13日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	北河原町1丁目、北河原町2丁目、宇津根町、常盤町
8	閲覧年月日	令和5年7月26日、27日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
9	閲覧年月日	令和5年7月27日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	北河原町1丁目、北河原町2丁目、宇津根町、常盤町、安町

10	閲 覧 年 月 日	令和5年8月22日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都荒川区西日暮里2-40-10
	閲 覧 目 的 の 概 要	調査研究
	委 託 者	株式会社社会調査研究センター 代表取締役社長 松本 正生
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37投票区
11	閲 覧 年 月 日	令和5年9月21日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲 覧 目 的 の 概 要	調査研究
	委 託 者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 田村 彰浩
	閲覧に係る選挙人の範囲	下矢田町2丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目
12	閲 覧 年 月 日	令和5年10月4日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 杉田 義文
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区大手町1-7-1
	閲 覧 目 的 の 概 要	調査研究
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
13	閲 覧 年 月 日	令和5年10月11日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
14	閲 覧 年 月 日	令和6年1月25日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲 覧 目 的 の 概 要	調査研究
	委 託 者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 田村 彰浩

	閲覧に係る選挙人の範囲	余部町
15	閲覧年月日	令和6年3月26日、29日
	閲覧申出者の氏名	松井 春樹
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	全投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

亀岡市選挙管理委員会規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

目次中「第19条」を「第19条―第21条」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

（印影の印刷）

第20条 事務処理上必要な場合は、印影の印刷により押印に代えることができる。

2 印影を印刷する場合において、印刷物の都合により前条に定める寸法により難しいときは、これを縮小して印刷することができる。

3 印影の印刷をしようとするときは、委員長の承認を受けなければならない。

4 印影の印刷に使用した原稿及び印影を印刷した文書は、事務局において保管しなければならない。

（電子情報処理組織による公印）

第21条 電子情報処理組織を利用して証明又は通知の事務を行うときは、局長の承認を得て、電子情報処理組織に公印の印影を記録し、当該記録した公印の印影又は当該印影を縮小したもの（以下「電子公印」という。）を印刷して公印の押印に代えることができる。

2 新たに電子公印を使用して事務を処理しようとするとき、又は電子公印を廃止しようとするときは、委員長と協議しなければならない。

3 第1項に規定する処理をするときは、委員長において当該印影の改ざんその他不正使用

のないように電子公印を適正に管理しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年7月19日から実施する。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第7号

令和6年度亀岡市農業委員会年次総会を下記のとおり公告する。

令和6年6月5日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

1 日時

令和6年6月10日（月）  
午後3時00分から

2 場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール

3 議題

- 第1号議案 令和5年度亀岡市農業委員会事業報告
- 第2号議案 令和6年度亀岡市農業委員会事業計画（案）
- 第3号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月26日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院庁舎管理規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院庁舎管理規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「若しくは精神錯乱」を削る。

附 則

この規程は、令和6年6月26日から施行する。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市立病院公告第2号

令和6年5月24日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和7年7月31日までとする。

令和6年6月6日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1 2 3 4

「揭示済」